

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

受付印		(<input type="checkbox"/>後見 <input type="checkbox"/>保佐 <input type="checkbox"/>補助) 開始等申立書 ※ 該当するいずれかの部分の□にレ点 (チェック) を付してください。			
		※ 収入印紙 (申立費用) をここに貼ってください。 後見又は保佐開始のときは、800円分 保佐又は補助開始+代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分 保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与のときは、2,400円分 【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。 収入印紙 (登記費用) 2,600円分はここに貼らないでください。			
収入印紙 (申立費用)	円	準口頭	関連事件番号	年 (家) 第	号
収入印紙 (登記費用)	円				
予納郵便切手	円				
盛岡家庭裁判所 支部・出張所 御中		申立人又は同手続 代理人の記名押印		印	
令和 年 月 日					
申立人	住所	〒 -			
	ふりがな	電話 ()	携帯電話 ()		
	氏名	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 生 <input type="checkbox"/> 平成 (歳)			
本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 甥姪 <input type="checkbox"/> その他の親族 (関係:) <input type="checkbox"/> 市区町村長 <input type="checkbox"/> その他 ()				
手続代理人	住所 (事務所等)	〒 -			
	氏名	電話 ()	携帯電話 ()		
本人	本籍 (国籍)	都道府県			
	住民票上の住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同じ 〒 -			
	実際に住んでいる場所	<input type="checkbox"/> 住民票上の住所と同じ 〒 - ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。			
	ふりがな	病院・施設名 ()	電話 ()		
氏名	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 生 <input type="checkbox"/> 平成 (歳)				

成年後見人候補者	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 <input type="checkbox"/> 申立人 ※ 申立人のみが候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 <input type="checkbox"/> 申立人以外の〔 <input type="checkbox"/> 以下に記載の者 <input type="checkbox"/> 別紙に記載の者 〕	
	住 所	〒 _____
	ふりがな	電話 (_____) 携帯電話 (_____)
	氏 名	<input type="checkbox"/> 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 <input type="checkbox"/> 平成 _____ (_____ 歳)
本人との関係	<input type="checkbox"/> 親 族： <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 甥姪 <input type="checkbox"/> その他（関係： _____） <input type="checkbox"/> 親族外：（職業： _____）	

手続費用の上申

手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 手続費用は申立人の負担が原則です。ただし、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用については、この上申に基づき、これらの全部又は一部について、本人の負担とできる場合があります。

※ 本欄に記載した場合でも、必ずしも希望どおり認められるとは限りません。

添付書類	<p>※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。</p> <p>※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようご注意ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の住民票又は戸籍附票</p> <p><input type="checkbox"/> 成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票 （成年後見人候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の診断書</p> <p><input type="checkbox"/> 本人情報シート写し</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の健康状態に関する資料</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の財産に関する資料</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の収支に関する資料</p> <p><input type="checkbox"/> （保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）</p>
------	---

※ 太わくの中だけ記載してください。
 ※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。